



東吾妻町

議会だより

第 8 号

平成20年2月1日

発行：東吾妻町議会



ぺったんぺったん おもちつき！

(東幼稚園・東小5年生・老人クラブ合同で開催)

第4回臨時会

行政事務調査特別委員会を設置 2P

12月定例会

給与関連5議案を否決 4P

条例改正 議員定数2人減で16人に 6P

『町民の期待する学童保育』など9議員が一般質問 8P

第4回臨時会

行政事務調査特別委員会を設置

平成19年11月14日、第4回臨時会を開会し、行政事務調査特別委員会（一〇〇条調査委員会）の設置を決定しました。

東吾妻町行政事務の調査に関する決議

行政事務執行に関して、真相究明のために『行政事務調査特別委員会』を設置し、地方自治法100条及び地方自治法第98条の規定により調査権限を委任するもの。

調査事項

- (1) 東地区簡易水道料金等の改定に関する事項
- (2) 箱島・岡崎地区農業集落排水使用料金等の改定に関する事項
- (3) 榛名吾妻荘調理業務委託契約に関する事項
- (4) 情報通信事業利用者協力金徴収に関する事項

委員

前村 清（委員長）、橋爪英夫（副委員長）
浦野政衛、角田美好、一場明夫、日野近吉、大図広海
上田 智、加部 浩、原田睦男、高橋基雄

【発議者】 提出議員：高橋基雄

賛成議員：日野近吉、一場明夫、大図広海、上田 智、加部 浩

一〇〇条調査権とは？

議会は、議決権を初めとする様々な権限・職責を有効かつ適切に果たすために、町村の事務について調査ができることとなっています。

この調査権は地方自治法第一〇〇条に規定されているところから、一般に『一〇〇条調査権』と呼ばれています。

一〇〇条調査では、単に町長や他の執行機関に対して質問したり、資料の提出を要求したりするだけでなく、選挙人その他の関係人の出頭や証言、記録の提出を請求することができ、この求めに対して、正当の理由がないのに、不出頭・証言拒否・虚偽の陳述・記録の不提出をしたときは、禁錮や罰金などに処せられます。

このように強制力を伴う強力な権限であり、議

会にとつての『伝家の宝刀』とも言われています。

それゆえ、いつ何にでも縦横無尽に発動できるものではなく、政争の具に供したり、個人的秘密や攻撃に及んだりすることのないよう慎重を期さなければなりません。警察や検察機関の捜査とは異質のものであることにも留意すべきとされています。

調査が終わったら、委員長から報告書が提出され、結論について議会の議決を経なければなりません。結論は判定意見や要望決議・勧告決議など、議会としての意思決定を行うこととなります。

執行機関はこれら決議等に法的に拘束されるものではありませんが、議会の意思として政治的に尊重すべきとされています。

臨時会までのながれ

平成19年8月20日、東地区に突如として簡易水道・農業集落排水の料金改定（平成20年4月より町内料金統一）を報せるチラシが配布される。

この件を問題視した議会は、議員全員協議会（以下、全協）の開催を決定する。

東地区地域審議会議長より、10月23日付けで「合併協議を無視した一方的な改正の白紙撤回と、民主的な行政執行への要求書」を町長に提出した報告を受ける。

10月26日、全協を開催。一連の件について、

通常の特別委員会等で調査し、責任の所在と対応が確認できればよいのではとの意見も出されたが、きちんとした形で調査権を行使すべきとの意見が多くあり、議会運営委員会（以下、議運）に方向性を委ねることとなった。

臨時会までの間、議運を数回開催。

一〇〇条調査委員会の設置に賛否両論あったが、行政執行の中には他にも調査すべき事項があるという意見も上がった。

最終的に、4項目に重点を絞って調査権を行使（Ⅱ委員会を設置する）という結論になり、臨時会開会前に開催した全協で協議した。

臨時会の審議内容

11月14日、第4回臨時会を開会。本会議での付託を受けていないため、議会運営委員会発議ではなく、議員発議での提案になった。

これに対し「議運に方向性こそ委ねたが、その経過報告もなく、いきなり議員発議するのはおかしい」「100条委員会は非常に重要かつ重大な事件に対して発動できるものであり、4つの調査事項が該当するかどうか」「(1)(2)の項目については、町長の白紙撤回するというお詫びの発言で結果が明らかであり、それ以上に調査で得られるものがあるか疑問」などの質疑・意見も交わされましたが、審議の結果、賛成多数で可決されました。

委員会のうゑき

第1回（平成19年11月22日）

調査項目の順序、および調査期間を平成19年11月22日から20年3月31日とすることを決定。

第5回（平成19年12月5日）

証言をまとめる中、以下のことを確認しました。

①地域審議会、上下水道審議会、条例審査会等すべて経ず、さらに条例改正をしないので改正が決定・通知された。

まず、関連のある(1)東地区簡易水道料金等の改定に関する事項(2)箱島・岡崎地区農業集落排水使用料金等の改定に関する事項について、同時に調査を開始しました。

②文書規定に反すると思われる文書発送および公印・決裁印等の管理体制。

第2回（平成19年11月29日）

③問題点を確認しながらも指摘・改善できない、責任が不明確な行政体制。

第3回（平成19年11月30日）

第6回（平成19年12月12日）

第4回（平成19年12月4日）

証人取調を実施。



問題となったチラシ

給与関連5議案を否決

平成19年第4回定例会は、12月6日から14日まで9日間の日程で開催されました。町長より一般会計補正予算をはじめ、給与に関する条例の一部改正など議案17件が提出され、11件を原案どおり可決しました。

町長提案のうち5件は否決となり、議員の報酬等に関する条例は、議員発議による修正案を可決しました。ほか議員発議による議員定数削減案・意見書1件も提出され、提案どおり可決しました。一般質問では9人が登壇し、町政をただしました。

町長・副町長の 期末手当引き上げ

否決

人事院勧告に準じた支給率を参考に、町長及び副町長の期末手当の支給率を0・05カ月引き上げ、年間4・45カ月とするもの。

(平成19年12月1日適用)

※賛成なし

Q & A

議員 人事院勧告は本来職員の給与に関するものではないか。特別職もそれに準じて上げなくてはいけないのか。

総務課長 特にそういった決まりはない。

議員 別件で特別職の給与等を下げるという議案が出ているが、片方は上

げて片方は下げるのでは非常に理解しづらく、矛盾しているのでは。

町長 特別職の給与カットは、特例で私の任期中の限定としている。

期末手当の支給率は、基礎・長期的な数字として、他の町村や後々に影響が残ると考えて上程した。

反対討論！

浦野政衛議員

県内では財政状況に応じ、この改正を提案しない自治体もあるとのこと。

また、町が抱える借金をどうするのかと町民に切実に訴えられる実情もあり、早急に行財政改革に努力しなければならぬ時期と思う。

このような観点から本案に反対する。

町長等の給料の削減

否決

平成20年1月1日から平成22年4月22日までの間、町長・副町長・教育長の給料月額額の5%を削減するもの。

※賛成少数

Q & A

議員 この5%削減が町民の考え方に則しているかどうか。住民自治を基本に考えれば審議会を開くべきと思うが、報酬等審議会にはかけたのか。

総務課長 今回は町長の任期中という時限的な条例のためかけなかった。

議員 首長の給料は、能力に対して適正でなければいけない。安ければいいというものではないと思うが。

町長 私も同意見で、現

反対討論！

加部 浩議員

この削減率では、町長として本当に行財政改革を考えているのか疑問である。職員に対しても、はつきり自らの身を削ることを示し、強い指導力を持つてもらいたい。世論にも目を向け、再検討・再提案を願う。よって本案には賛成できない。

在の支給額が適正であり、また給料以上の仕事をしているとは思っている。しかし、住民感情や職員に対して等、全般的に勘案した中で最終的に判断をした。

職員給与の改定



人事院勧告による国家

公務員の給与改定に準じて、職員給与の改定が提案されました。

【主な内容】

①初任給を中心とする若年層に限定した給与月額（平均0・35％）の引き上げ。

②子等に係る扶養手当の引き上げ（六〇〇〇円↓六五〇〇円）。

（平成19年4月1日適用）

③期末・勤勉手当の支給率の引き上げ（年間4・45月↓4・50月）。

（平成19年12月1日適用）

※賛成少数

議員 昨年6月、地域給を取り入れた給料表の引き下げが行われた。

今回わずかでも上がる

案に、市民の理解が得られるか考えると、地域の給与実態を把握した上で

判断すべきと思うが。

総務課長 当町のような

小規模自治体では、人事院や人事委員会制度がないため、これらに準じた形を取っている。

実際に地域の調査は行っていない。

議員 職員のラスパイレ

ス指数※以下ラスを下げるため、職員給与を削減する議案も同時に出ており矛盾している。3月あたりまでに、きちんと調整し再提案した方がいいのでは。

総務課長 ラスに関する

抜本的対策として、昇給昇格基準の見直しを検討していきたい。

町長 昇給基準日が1月

1日なので、12月議会での改定と考えていた。遡り適用を含めれば、再考の余地はある。

しかし、この人勧と給与削減への取り組みは、本質的に別のものと認識

している。

若年層28人分に限っての給料表改定が含まれているため、特段のご理解をいただきたい。

※ラスパイレ指数とは

・：国家公務員の平均給与額を一〇〇として、地方公共団体と比較し算出した数値。

当町は一〇一・一（平成19年4月1日現在）。

反対討論！

角田美好議員

若年層の給与引き上げには賛同したいが、財政状況をみたときに

「昇給」という部分で町民に受け入れられる

か、郡内の他業種と比較してどうか、職員給与の見直しを議論している時にどうなのか、などの疑問が残る。

今後十分議論し、総合的に考えてからでも遅くはないと思う。よって本案には反対する。

職員給与の削減



給与の適正化を図るた

め、平成20年1月1日から平成22年3月31日まで

の間、給与の現給保障額の50％を削減するもの。

※賛成少数

総務課長 削減の方向で

進めている。

議員 最終的に、職員との労使交渉が決裂したと聞いているが、その経緯と段階的な削減計画は、

町長 職員組合との協議は合意に至らなかった。

生活給ということで段階的な提案になったが、ラスが高いという認識は組合とも一致している。

町長 抜本的な取り組み

には時間がかかるため、

給与の適正化に関連し、用地取得

等交渉業務手当、夜間看護等手当、放射線取扱手当を平成20年1月1日から廃止するもの。

※賛成少数

特殊勤務手当の一部廃止



反対討論！

上田 智議員

健全化に向けた措置として一定の評価はする。

しかし、規則で定めるいわびつ荘の調整額まで廃止すると、該当職員は給与総額の約7％も減額となり、平等な削減措置とは言えない。

再度精査・提案することを望み、本案には賛成できない。

今後は十分に時間を取って協議し、互いに理解できる点を探したい。

反対討論！

上田 智議員

夜間を通しての看護・介護等は大変な業務であり、当然必要な手当として位置付けられるものである。

他の手当同様に削減しようとすることは容認できない。よって本案には賛成できない。

※現給保障額＝平成18年の給料表改定で平均4.8％引き下げられたが、その際の特例措置として、旧給料表の額に新給料表の額が追いつくまで、その差額として支給しているもの。

議員定数2人減で16人に！

期末手当も20%カット

議員定数の削減

今議会最終日に、現在18人である議員定数を2人削減し、16人とする議員発議の条例案を賛成多数で可決しました。次期選挙から適用されます。

議員定数の推移

- ◇平成18年3月26日まで
東村：10人 吾妻町：16人
- ◇平成18年3月27日町村合併
在任特例により25人が在籍。
合併協議により、19年4月の改選以降の定数を20人とする。
- ◇平成18年12月定例会
20人から2人減の18人に改正

【提案理由】

日野近吉議員ほか賛成議員
地方を取り巻く財政状況はますます厳しくなることが予想され、特に当町は実質公債費比率・経常収支比率ともに悪い状況下にある。
適正な議員定数には議論があるところだが、人口1000人当たり1人と考えると16人が適当と思われる。

期末手当の一部を改正

議員発議の修正案を可決

- 町長より、執行部と同様、人勸に準じた支給率を参考に、議員の期末手当の支給率を0・05カ月引き上げ、年間4・45カ月とする提案がなされました。
- これを受け、議員の期末手当の一部を改正する修正案を議員発議で提出し、賛成多数で可決しました。（町長提案は採決なし）
- 【主な修正内容】**
- ① 期末手当の引き上げはせず、従前どおり年間4・40カ月の支給
 - ② 職員を参考に実際の在職期間に依っていた支給率を廃止。4年間の任期中に合わせて8回（6月・12月の年2回）に区切り、その都度全額を支給する
 - ③ 期末手当の総額に20%の役職加算がされていたものを廃止（平成20年1月1日適用）。
- （平成19年5月13日適用 ※）
- ※経過措置Ⅱ従前の条例により、平成19年6月の期末手当については、前期から継続の議員には満額が支給され、今期からの議員には在職期間率により30%分が支給されていた。平成19年5月に遡り適用すること、その差額分（70%）が支給されることとなった。

期末手当の額

【一般的な議員報酬（月額213,000円）の場合】

支給月	6月 (2.1カ月分)	12月 (2.3カ月分)
	平成19年12月31日以前	平成20年1月1日以後
平成19年12月31日以前	536,760円	587,880円
平成20年1月1日以後	447,300円	489,900円

現議員18人、任期満了までの削減総額（見込）

1,046万7,600円

【修正理由】

一場明夫議員ほか発議者
現在、町の財政は非常事態である。職員給与のラスパイレース指数が県下一高いことから、やむを得ず職員の給与や手当削減についても着手しようとしている状況にある。
当然、議員もそれに先駆けて報酬などの抑制を図るべきであると判断した。



充実した人的配置のための予算を

採択となりました

◆東吾妻町の幼稚園教育の振興について
(町立東幼稚園保護者会代表 重野能之 ほか4名)
紹介議員：竹淵博行ほか9名

今定例会では、請願3件・陳情1件を所管の委員会で審査しました。審査の結果が本会議で報告され、次のように決まりました。

◆後期高齢者医療保険制度の中止・撤回を求める請願
◆地方切り捨てを許さず群馬県所在国土交通省事務所の存続を求める陳情書

みなさんからの 請願・陳情

継続審査となりました

◆全額国庫負担の「最低保障年金制度」創設を政府に求める請願書

趣旨採択となりました

平成19年度補正予算

会 計 名	補 正 額	予 算 総 額	主 な 内 容
一 般 会 計	1億3,627万円	84億4,379万円	
国民健康保険特別会計	事業勘定 967万円 施設勘定 △161万円	18億 264万円 9,173万円	医療費の増額 胃カメラ購入費減
老人保健特別会計	1,809万円	20億4,095万円	前年度分の精算
特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計	324万円	2億3,665万円	人件費、燃料費
地域開発事業特別会計	474万円	4,882万円	施設工事請負費
下水道事業特別会計	△5,725万円	6億8,848万円	工事請負費減
簡易水道特別会計	261万円	6,136万円	人件費、修繕費

一般会計（主なもの）

- ◎普通地方交付税（歳入）……………2億12万円
- ◎財政調整基金積立金……………1億4,485万円（累計残高：5億400万円）
- ◎農林業費
 - 草地林地一体的利用総合整備事業……………2,441万円
- ◎学校教育費
 - 坂上小学校プール建設測量・設計委託料……………200万円
- ◎社会福祉費
 - 福祉センターの身障者用トイレ改修費
（オストメイト対応型設備を増設）……………82万円

地域開発事業特別会計

箱島地内の一部ケーブル断線の災害復旧工事、光通信制御装置の交換修理工事費等……………474万円

議員 地域開発事業特別会計の光ケーブル補修費は、電柱での鳥の食害とのこと。
電柱に添架料を払っているのに、管理責任が町にあるとは思えないが。
支所長 本来の責任の所在を含め、現在NTT・会社側と詰めの交渉を行っている段階である。

Q & A

もう一人産める環境を

答 本質的な支援に努力



竹瀝 博行議員

質問 子どもの出生率に関して、家族も子どもも社会的な豊かさを共有できないと「子どもを産む」

という行動につながらない。若年層が3人目以降の出産・子育てをためらう理由の一つに、経済負担の大きさが一番にあるように思う。

この町で子供を育てて良かった、育って良かったと思われるように、政治が少しでもバックアップ

プしてやる姿勢が大切である。町独自で、インパクトのある子育て支援策を早急に設けなければならぬと考える。

結果的に「もう一人どうですかと言え環境づくり」につながっていくと思うが、今後どのように考えているのか。

町長 ご指摘の内容に私も同感であり、子育て支援策の視点として本質を考えさせるものと思う。

子供の成長において、もつとも費用負担が大きくなるのは高校から大学にかけての学費であるとの指摘もある。

今後、現在の奨学制度を見直し、一層充実した制度になるよう取組み、もう一人産んでも大丈夫だと思える環境づくりに努力する。



産み・育ててよかったと思われる町に！



前村 清議員

答 PFIを取り入れては道の駅等を検討したい

PFIを取り入れては



吾妻路

質問1 地域経済は極めて悪化している。町の経常収支比率は、直近で93・06%（80%以下が良

いとされている）と改善を要するが、町民の要望は待ってくれない。PFIとは、民間の資

金とノウハウを活用し、公共施設の建設や運営等に、効率的かつ効果的なサービスの提供を図るという手法である。これに対する考えは。例えば、吾妻には年間800万人の観光客が訪れると言われていることから、農業と観光を連携した「道の駅」の整備等を考えてはどうか。

を問う

町政



多くの車が行き交う

町民の期待する学童保育

答 提案方式で準備中



一場 明夫議員

それぞれ利用者の負担が違う。町民間の公平性を保つためにも早急に調整が必要と思うが。

② 2施設とも公設なのに、設置や管理に関する条例が制定されていない。法的に問題はないか。

質問 現在、町では公設公営と公設民営の2方式で学童保育事業が実施されている。事業の今後について聞きたい。

① 現在の2施設では、そ

すべきと思うが。

④ 今年度の事業者決定では、公式な公募前に、現在受託している事業者が事前に準備をしていたという情報が聞かれた。

また公募等が遅く、応募に一事業者しか対応できなかった可能性も否定できない。公明・公正に事業者の選定を。

町長 ① 将来的には、よ

町長 地方公共団体でPFI方式の事業が拡大しつつある。当町でも、庁舎や給食センターの整備などが課題として考えられる。

農業・観光振興では、道の駅や農村レストランといった交流型施設等を検討していきたいと考え

り良い方向で調整が必要。当面はいたしかたない。今後は、公設民営を考えている。

② 県青少年子ども課の指導や先例地の実態から実施要綱で運営してきた。これからも同じにやる。

③ 岩島、坂上地区で協力をいただける方を、提案方式で採用しようと考え、現在準備中である。他に子ども園等も考える。

④ プロポーザル方式を始め、地域の特性に合った方法があれば、前向きに取り入れ、公明・公正に進める。

ている。

町の子育て支援

質問2 子育てに際し施設を利用されるお母さん達は、幼稚園の預かり保育や幼保一元化など、利用しやすい環境整備に期待を募らせている。少子

化の町として、一番取り組むべき政策と思うが。
町長 町では幼稚園、保育所、学童保育所を設置し、保護者のライフラインに合わせた子育て支援を進めている。
岩島・坂上地区は学童保育を進める。



子育ての現場で本当に求められているものは…？
(まちかど子育て会議in東吾妻町)

中学校統合はどうなる

答 いましばらく時間を



角田 美好議員

質問 11月に東地区で、中学校統合についてのPTAと議員の懇談会があり、多くの不安の声を聞いた。

平成19年3月議会での議員の質問に対し、「教育委員会の協議の結論」とのこと、19年度早々に「学校統合問題審議会」に5

校一括統合を諮問する」との発言があった。

また「統合準備会（仮称）も発足させ、各種課題の検討に入りたい」とのことであった。

現段階ではその動きが見えないが、今後どのような手順で進めるのか、基本方針について伺いた

い。
町長 5校一括統合は「管内の中学生が同じ環境のもとで学習することが望ましい」とする教育委員会の意向も踏まえ、審議会に諮問することにした。

統合の課題の一つに通学対策がある。生徒の通学時間や部活動の時間など、充実した教育活動の時間ができる通学方式を設定しなければならず、現在路線バスとの整合を踏まえ検討中で、今しばらく時間をいただきたい。
質問 諮問するとなれば、

教育長が不在のままでいいのか。
町長 考えられていない。

課題の一つ

通学対策



金澤 敏議員

限界集落に対策を

答 再生計画に取り組みたい

質問1 当町は高齢化率が30・9%で「限界集落」に該当する小字が7つも

あるが、それらは国土保

全や安全な水・空気そして食料供給源で重要な役割を持つ地域でもある。元

気が出る町づくりと
こうした地域には特別な手立ても必要と思うが。
町長 計画等の策定は、福田内閣の地方再生戦略を尊重し取り組んでいく。地域の活性化として、生涯現役の高齢者の出番や、不安のない暮らしのためのシステムづくりを進めたい。住民の不安・要望には十分な目配りをしていく。



アピールすべき



佐藤 利一議員

公民館活動への支援 答 補助のあり方を検討

質問 戦後に始まった東地区における公民館活動は、住民参加の政治姿勢を理念とし、地域住民もそれをよく理解し、活動の質・量とも今日まで一層充実を増してきた。地域内のあらゆる活動・課題について審議会で話し、分館長を中心に五役が責任を持って行政

への提言・課題を要請。地域のことは住民の手でという自治精神より来るボランティア的なものなど多岐にわたっている。今度の合併には非常に大きいメリットが多かったと思う。公民館活動については、なお一層の地域振興を充実するよう、平成20年以降も町から援

助を望む。住民が住民の手で行政参加を理念とする火を消さないでもらいたい。

町長 住民が住民の手で行政参加を理念とすることは、私も同感である。今後、地域が主体的に取り組む各種事業については、補助金等審査委員会の意見等を参考に補助のあり方を明確にしつつ、積極的に支援していききたい。

全町的な課題として、来年度半ばを目途に結論を出したいと考えている。



第45回東公民館祭 (H19. 11. 3 開催)



地域が持つ有益性や公共機能を

※限界集落（げんかいしゅうらく）とは…

過疎化などで人口の50%が65歳以上の高齢者になり、冠婚葬祭など社会的共同生活の維持が困難になった集落

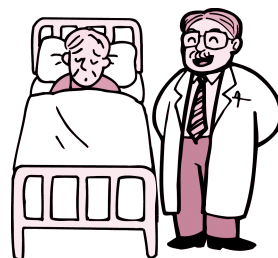
制度を再度問う

質問2 後期高齢者医療制度の最大の問題は、滞納したら保険証が取り上げられ、病院窓口で全額支払わなくてはならないことである。町民を守る立場で、取り上げを止めるべきと思うが。

また、診療報酬の包括払い（定額制）で必要な診察が制限され、高齢者は満足な医療が受けられなくなる。これら医療の改善に対する考えは。

町長 資格証明書の発行は法律で決められ、決定権は広域連合にある。危惧するケースは3〜4件ではないかと考えられる。

いずれにしても、高齢化率の高い町が、高齢者を単独で支えていくのは難しい。



各団体の実態は適法か

答 根拠は持つべきと認識



大図 広海議員

質問 自治体が行う行政事務は各分野の専門性が要求され、適正な事務執行のために、自治体の裁量で付属機関の設置が認められている。

当町には、条例を背景としない付属機関らしき団体が幾多あり、「会則中に、執行機関の本来事務が包括されている・執行機関が委員の選任を行

う・資金の大半を町費で賄う・事務局が役場内にあり町職員が事務を掌る」などの共通点がある。

体育協会・文化協会などの実例があるが、ダム対策協議会においては委員報酬も支払われている。

観光協会・防犯協会・社会福祉協議会を自称し、会費・協力費名目で金銭を徴収している団体もある。これらの実態が法に則っているか。

町長 現在、付属機関として「情報公開制度運営委員会」や「総合計画審議会」などが設置されており、それぞれ行政執行の前提となる職務を行っている。

いる。負担金等の問題も、適法という精神に則ることが、文化・体育活動の発展や住民のためのダム対策となることにつながるよう考えたい。

いずれにしても上位法と照らし合わせた中で、町民の目から見て透明性の高い執行をしていく。

健診無料化のその後

答 当初予算に計上したい



青柳はるみ議員

質問1 先日、妊婦の乗った救急車の事件があった。健診を受けていなかったため、カルテがないという理由でたらい回しにされ、死亡されたケースもあった。少子化の時代

になんともったいないことである。

はないか。

6月に質問した妊婦健診無料化の制度は、赤ちゃんとを大事に育てる基本である。早期に実施し、1回でも多く活用してもらうことが行政の責任で

町長 本町も平成20年度より5回分の公費負担助成を行うとし、当初予算に計上する予定である。

すでに県医師会の協力の下、標準単価の協議もしている。

実のある
支援を！



妊婦健診は赤ちゃんを大事に育てる基本



耳マークの設置を

クを公的施設に設置して
いただきたい。

質問2 町内には、86人の聴覚障害者手帳を持つ方がいる。

耳の不自由な方のための「お願い手帳」に加え、見て分かりやすい耳マー



「耳マーク」

町長 聴覚障害者の一番の悩みは、見た目には障害が分からないことで、誤解されたり危険にさらされたり等、社会生活上の不安を抱えている方が多くいる。

スムーズなコミュニケーションのため、お役に立てるよう早急に検討していきたいと思う。

町道整備の現状は

答 緊急性を重視していく



須崎 幸一議員

て伺いたい。

① 道路整備の現状と問題点

② 道路整備計画を立てる場合の基本的な考え

③ 住民主体で行う、原材料支給による道路整備の状況と問題点

質問 道路は、私たちが毎日生活する上で、必要不可欠なものであることは誰もが認識している。

9月定例会での公共交通の質問に関連性を持った中で、町道整備につい

町長 ① 舗装等については耐用年数をはるかに過ぎており、損傷が激しい箇所も相当ある。

全町的に地形が急峻で、

道路改良等では事業費が割高になってしまいうという財政上のことが一番の問題点である。

② 主要道路や緊急性の高い路線、地元要望の強さ、そして一番必要な用地等の協力体制などを総合的に勘案。町の総合計画等との整合性を図りながら進めていきたい。

③ 一行政区あたり、原則30万円を上限として支給



施工前

道路災害復旧工事
(町道馬場・手古丸線)



施工後

している。

問題点としては、高齢化等で地元出役者が少なく、住民主体の主旨が維持できない地区があることである。

その他の議案

工事委託契約の変更

町道松谷六合村線改善事業（八ッ場ダム関連）

▽法面工事費の追加

契約金額Ⅱ一、一五五万八、〇〇〇円の増額委託契約先Ⅱ群馬県



条例の一部改正

◆政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する条例

◆情報公開条例

◆町立学校給食費徴収条例

委員会のおとき

給与改正の提案を要請

総務

10月3日開催。町執行部が委員会で示した意志を守らなかったことが原因とは言え、職員給与の適正化の条例改正案が9月議会に提案されませんでした。

これを受けて、責任を取るためと委員長から辞職願が出されましたが、現時点では許可できないとの判断になりました。

提出しなかった改正案については、10月中に臨時会を開催し、町から提案するよう要請することになりました。

その他、議員期末手当の期間率の問題、財産管理さらに選挙広報の問題等も今後調査していくことになりました。

原町駅南口線の経過を調査

地域活性化（特）

平成19年11月1日、12月11日の2回開催。

都市計画事業（原町駅南口線）の吾妻大橋建設について調査を実施。

県道への町負担20%に関する経過は次のとおりでした。

平成8年4月30日、県道区域変更に伴う原町駅南口線の整備について県

工事の進むJR吾妻川第2橋梁



健康増進施設の指示事項を承認

ダム対策特（特）

10月2日、県道川原畑大戸線の大柏木トンネル坑内と大柏木側坑口を現地視察。視察後、健康増進施設の詳細設計の基本コンセプトとランニングコストの提案説明を受けました。

10月15日、関連3地区で町詳細設計が承認となった報告を受け、委員会として健康増進施設の町指示事項を決定・承認しました。

12月11日、国・県・町関係者の出席を求め、19年度進捗状況の説明を受けました。

◎国関係

県道川原畑大戸線の



県道 林・東吾妻線の法面工事

国・県の事業境界、大場盛土用地の扱い、用地買収状況、原石山・骨材運搬路の検討状況、溪谷遊歩道の現状と変更協議、県道・町道・JR工事、岡原盛土、大柏木トンネルなど、各事業の進捗状況。

◎県関係

用地買収関係、松谷第二トンネル、雁が沢ランプ工事、松上歩道、松谷盛土造成地、町道松谷六合村線、県道林・東吾妻線、鎌田沢砂防、県道川原畑大戸線（第1～3工区）など、管内工事の進捗状況。

併せて橋梁等名称選定委員会の現状報告。

◎町関係

大柏木地区の補償単価が地権者会で了承。

健康増進施設の詳細設計の町指示事項および建築確認許可に向けての方針、溪谷パーキング造成工事の進捗状況、吾妻峡遊歩道の整備、ふれあい公園の盛土と用地取得の状況。



岡崎資料館

となっているが、町施行は困難として県に要請があった。調整の結果、施行後の管理も県が行うことから、県での事業化がことでした。

社教関連施設を視察

文教厚生

11月7・8日、町内に

ある社会教育施設12カ所と、文化財62カ所の調査を実施しました。

◎スポーツ関連施設

山田川弓道場の畳修理、東橋スポーツ広場の放送施設の改良、東総合運動場のトイレ水洗化と公園・遊歩道の維持整備、小万沢スポーツ広場は管

理の検討。

◎資料館・文化財

岡崎資料館は整備されていたが、大戸・岩島資料館は整備を要する。

文化財は、個人所有や家屋内管理が多いため、車窓からの確認。

◎総括

19年度中に旧両町村の文化財紹介小冊子を一冊にまとめ全戸配布の予定。

社会体育施設は見直し整理する必要がある。町民の声を聞きながら検討を要する。

◎教育長不在問題

教育行政の混乱を避けるためにも、早急に取り組むことを町長に望む。

意見書を提出

東吾妻町議会は「道路特定財源の一般財源化反対に関する意見書」を、衆・参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣あてに提出しました。

編集のポイントを学ぶ

広報研修会に参加



城市先生

昨年11月9日、県議長会主催の議会広報研修会が開催され、広報対策特別委員が参加しました。

読者が知りたいことは何か。住民目線で作る、行政広報との違い。政策形成のプロセスを伝えるという議会だより発行の意義など、大変参考になる研修でした。

議員研修会開かれる

昨年10月30日、吉岡町文化センターにおいて、県議長会主催の議員研修会が行われました。

まず、政治評論家の屋山太郎先生が「内政・外交～これからの日本」と題し、福田政権の性格や民主党の戦略など政局の詳細を講演されました。

その後、東京大学名誉教授の月尾嘉男先生より、スライドを通し「地球の未来を思う」と題した環境問題の講話を伺いました。



11月8日には、ツインプラザで郡議長会主催の研修会が行われました。

後期高齢者医療保険制度について、県広域連合の事務局長より説明を受けました。



Voice
まちの声

『心の資産、獅子舞のこと』

いしざか たかてる
石坂 孝照さん

(泉沢：会社員)

県道から泉沢口を入り、1 kmほどなだらかな町道を遡って行くと、右手に石段の参道が見えるところに至ります。この石段を登りつめた東向きの山斜面の中腹に、泉沢八幡宮の社殿が、いささか神さびた姿で建っています。この八幡宮の春・秋の例祭に奉納獅子舞が昔より途切れることなく続けられています。

獅子ッコ（獅子舞の踊り手）になるのは、概ね、今の時代で言えば、小学校高学年から中学校を卒業する位までの、惣領息子であるのが決りであったと言われ、16～18歳の若えしよになるとオヤ（親）として、自分が習い覚えた獅子（舞）を次の世代の獅子ッコに教え伝え、代々そんな風に伝承されてきた郷土芸能です。

こうした「長子相伝」とでもいうべき伝承も、昨今の少子化の状況下においてはかなうべくもありません。現在は、泉沢地区の小学校中学年以上の男子全員が獅子ッコとなり、同年の女子全員は笛吹き（囃子（ハヤシ）方）となるという取り決めをしています。こうした対策で、辛うじて伝承の糸をつないでいるところです。しかし、数年後にはこの全員参加の体制を持っても、獅子舞の必要な人員が不足してしまう事が明白な事実となっています。これが、泉沢獅子舞保存会の抱えている重篤な課題となっているのです。

郷土芸能の保存ということが、数ある地域の社会課題のなかで、どの辺の重要度、優先順位で認識されているものなのかはよくわかりません。けれども、数百年の間地域によって守り続けられた郷土芸能は、そこに暮らす人々の心のより所、地域の精神的象徴というべき共同財産とは言えないでしょうか。これを伝承してきた人々の営みこそが、誇るべき地域の財産だと思うのです。

合併という選択をした東吾妻町の変革の視線が、わが町の小さな規模の問題、辺境の課題にまで光を当ててもらいたいと望むものです。



編集後記

年が明けました。以前は、新しい年になれば漠然と前年より確実に良い年になると、胸膨らませわくわくしたものでした。

しかし、近年はどうでしょうか。忍び寄る地球温暖化の問題は、既に時間がありません。国内では、貧困と格差・社会保障不安等々、これらの問題は私たち「大人」が選択してきた結果です。問題を解決し、次世代に希望と未来ある社会を渡していくためにも、今までの既成概念にとらわれない感性や発想と行動力が求められています。

昨年の議会は、幾度となく熱い議論が繰り広げられました。それを冷静に公正・公平な視点で紙面作りをするのは、大変な努力でした。そのため、多少議論の熱気が薄まったかもしれません。

今年は、その熱気を的確に紙面に反映できるのか、新たな気持ちで取り組んでいきたいと思っていますので、よろしく願いたします。
(金澤 敏)